長島町公営住宅入居申込のご案内

（必ずよく読んでから関係書類を準備してください。）

1　入居申込資格

（1）収入が基準を超えないこと。（詳しくは建設課までお問い合わせください）

①　一般の世帯　　月額15万8千円以下

②　裁量階層対象者　月額21万4千円以下

（小学校に入学していない子がいる場合等）

収入限度額は月収額の算出方法により決定します。

収入＝〔（入居者及び同居者の最近一年間の給与所得）－各控除額〕÷12

※次のような場合が控除の対象となります。

控除対象配偶者若しくは扶養親族及び同居親族がいる。（38万円×人数）

申込者、同居親族、控除対象配偶者又は扶養親族に障害者がいる。（27万円×人数）

申込者又は、同居親族に寡婦又は寡夫がある。（27万円×人数）

扶養親族が16歳以上23歳未満の特定扶養親族である。（25万円×人数）

（2）原則として、持ち家のある方は申込できません。

（3）次の用件に該当する住宅困窮理由があること。

①住宅以外の建物又は保安上危険若しくは有害な住宅に居住している。

②他の世帯と同居しているため生活上不便を受けている。

③住宅の間取りと世帯構成員との関係から、風致上不適当な居住状態である。

④正当な理由により立ち退き要求を受けているが、適当な立ち退き先がない。

⑤住宅がないため勤務先から遠離の地に居住しており、通勤に時間がかかりすぎる。

⑥収入に比べ過大な家賃を払っている。

⑦上記①～⑥に該当しないが、その他の理由で現在困っている。

（4）現在同居している親族がいること、又は同居しようとする親族（婚約中の方及び内縁関係にある方を含む）がいること。

※なお、次の用件に該当する方は単身入居が可能です。

①60才以上の者

②身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障害がある者

③戦傷病者手帳の交付を受け恩給法の特別項症から第6項症までの者と第1款症の者

④原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により厚生大臣の認定を受けている者

⑤生活保護を現に受けている者

⑥海外からひきあげてから5年未満の者。

注）日常生活について、常時介護が必要と認められる場合は入居できません。

（5）原則として申込者と同等以上の収入がある者で、次の用件に該当する保証人がいること

・長島町に居住している者（住民登録している者）で税金の滞納がない者。

・長島町公営住宅に居住していない者で現に長島町公営住宅入居者の保証人でない者。

※単身入居の場合は、福祉施設や家族奉仕員を必要になった場合等に適切な措置が講じられるよう、上記保証人のほかに、入居者の家族である保証人をたてなくてはいけません。

2　入居申込の方法

現に住宅に困っていることが明らかな者のための募集ですので入居決定者となってから入居するまで約10日間です。この期間を過ぎますと入居の決定を取り消すことになります。

（1）申込窓口：長島町役場総合管理課及び建設課

（2）申込は、所定の用紙に必要事項を記入・押印し、関係書類を添えて原則として入居希望者が直接窓口に申し込むこと。

①関係書類が揃わないと受付けられません。

②遠方からの申込の際は郵送でも可能ですが、不備事項があった場合、応募期間に間に合わない場合がありますので、なるべく直接申し込んでください。

（3）申込書に添付の証明書の有効期間は180日以内となっておりますので、期間内に再度申し込みをされる場合には申し出てください。

3　申請書に添付していただく書類

（1）**所得証明書**　・・・　本人及び15歳以上の入居者全員分（就学中の方は不要）
世帯用の所得証明があればそちらを添付してください。
無職証明書が提出できない場合に所得証明書が必要になります。

（2）**納税証明書**　・・・　納税義務のある方全員です。

（3）**住民票謄本**　・・・　入居予定者全員分

（4）**健康保険証の写し**・・・　入居者全員分で扶養親族を証明するものとして必要です。

※　入居者全員分のマイナンバーカードの写しをご提出いただけると、所得証明書と住民票抄本は提出の必要はありません。（健康保険証の利用がある方は資格証明をご提出ください）

4　入居決定者となった方の提出書類

（条例により入居決定者は、通知があった日から 10 日以内に、次に掲げる書類を提出してください。）

（1）**誓約書**　・・・　連帯保証人の署名捺印が必要です。

（2）**公営住宅入居届**　・・・　押印が必要です。

（3）**集落加入証明書**　･･･　公民館長の証明が必要です。

集落に加入しない場合にも公民館長の了承を得てください。

（4）**連帯保証人提出書類**　･･･　①**納税証明書**　②**所得証明書**　③**住民票抄本**　④**印鑑証明**

※　住所を転居しない場合、役場からの通知等届かない場合がありますので、注意してください。役場からの通知は住所地に送付しますのでご自分で管理してください。

※　住宅敷金として家賃の3箇月分が必要となります。

※　住宅敷地内でのペットの飼育は禁止です。

◆　該当する方のみ添付してください　◆

①無職証明書　･･･　就学中の方を除く15歳以上で現在無職の方。

②婚約証明書　･･･　婚約者と申し込む場合

③障害者手帳　･･･　本人、同居人、扶養家族中に障害のある方がいる場合

④生活保護証明書　･･･　福祉事務所の発行する受給証明書が必要です。

⑤退職証明書　･･･　所得証明書が証明する期間以降に退職された方、申込時点で退職予定証明書を提出された方で、その後退職された方。

⑥退職予定証明書　･･･　申込時は働いているが、入居時に退職される方

⑦戸籍抄本　･･･　住民票等で婚姻の事実を確認できない場合。

◆　各種証明書の発行機関　◆

①所得証明書　･･･申込年の1月1日現在の住所地の市町村役所の税務課
　納税証明書　（場合によっては、従前の住所地になります。）

②源泉徴収票　･･･勤務会社
　退職証明書
　離職票
　退職予定証明書

③住民票抄本　･･･所在地の市町村役場の戸籍係

④無職証明書　･･･所在地の市町村役場の証明書書式による

⑤生活保護証明書　･･･所在地を所轄する福祉事務所

5　申込における注意事項

申込書に事実と相違することを記載し、事実と相違する書類が添付されている場合、受理できません。